

定期監査の結果

(平成30年度財務)

愛媛県監査事務局

1 定期監査の実施方針

定期監査(地方自治法第199条第4項の規定による監査)において、同条第1項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

2 定期監査の執行状況

平成30年度財務に係る定期監査は231機関に対して実施した。そのうち、174機関は実地により、57機関は書面により監査を実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	121	7	128
本庁	66	0	66
地方局	34	0	34
地方機関	21	7	28
諸局	4	0	4
本庁	4	0	4
教育委員会	30	42	72
本庁	8	0	8
地方機関(高等学校等)	22	42	64
公安委員会	9	8	17
本庁	1	0	1
地方機関(警察署)	8	8	16
公営企業管理局	10	0	10
本庁	3	0	3
地方機関(病院等)	7	0	7
合計	174	57	231
本庁	82	0	82
地方機関(地方局を含む。)	92	57	149

3 定期監査の結果

(1) 監査結果の処理区分

ア 指摘事項

・公表事項

監査委員が、指摘事項を公表(県報掲載)するもの

・文書通知事項

監査委員が、監査を実施した機関に対して、指摘事項を文書で通知するもの

イ 指導事項

予備監査における口頭指導にとどめるもの

(2) 指摘事項の状況

平成30年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

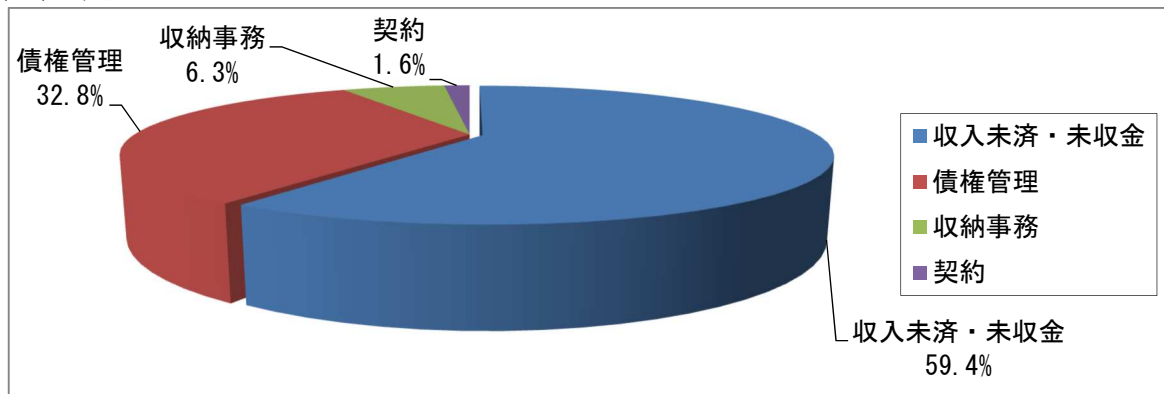
ア 会計別

区分	指摘件数	うち公表
普通会計	138	64
企業会計	14	11
合計	152	75

イ 内容別

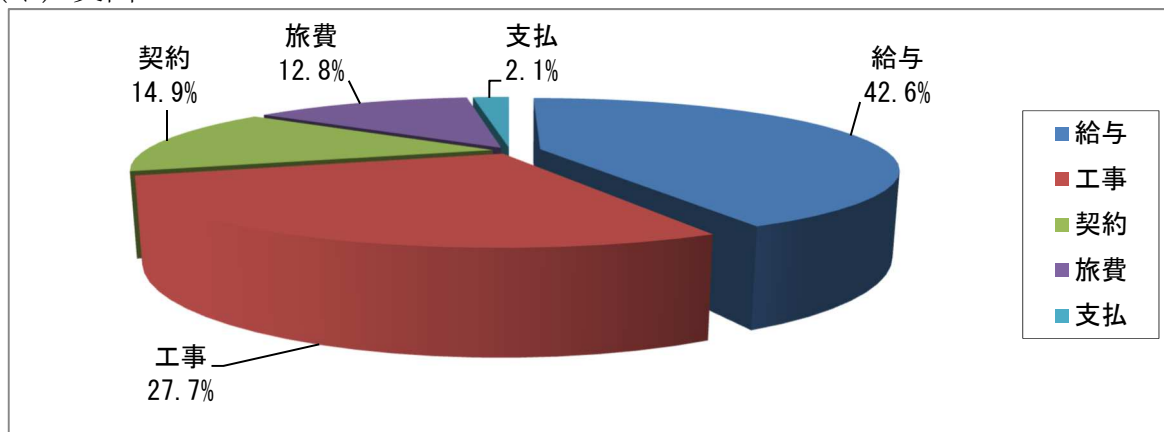
区分	収入	支出	その他	計
指摘件数	64	47	41	152
うち公表	59	2	14	75
構成比 (%)	42.11	30.92	26.97	100.00

(ア) 収入



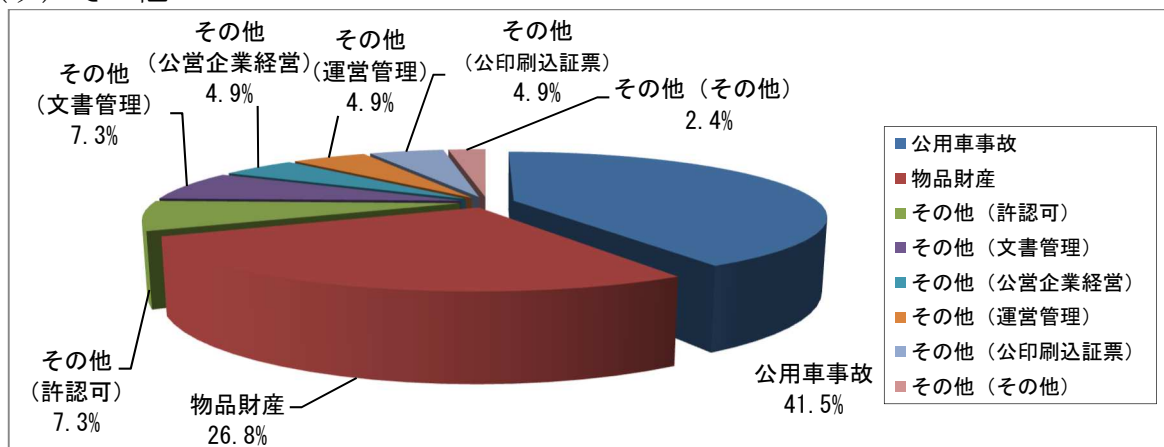
収入に関する指摘件数は、収入未済・未収金に関すること 38 件、債権管理に関すること 21 件、収納事務に関すること 4 件、契約に関すること 1 件である。

(イ) 支出



支出に関する指摘件数は、給与に関すること 20 件、工事に関すること 13 件、契約に関すること 7 件、旅費に関すること 6 件、支払に関すること 1 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、公用車事故に関すること 17 件、物品財産に関すること 11 件、その他事務事業に関すること 13 件（うち許認可 3 件、文書管理 3 件、公営

企業経営 2 件、運営管理 2 件、公印刷込証票 2 件等) である。

(3) 指導事項の状況

平成 30 年度財務に係る指導事項の内訳は次のとおりである。
 なお、主な指導の内容は、本書付録に収録している。

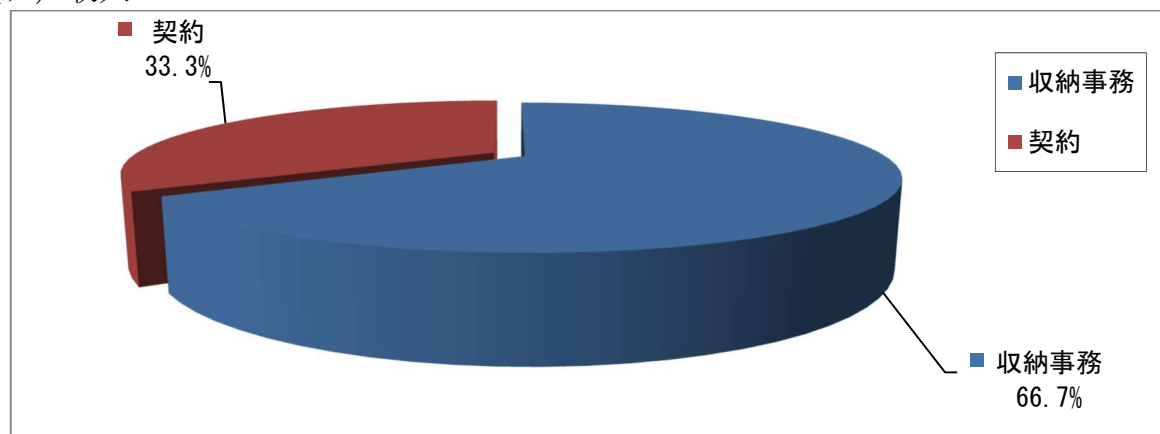
ア 会計別

区分	指導件数
普通会計	171
企業会計	9
合計	180

イ 内容別

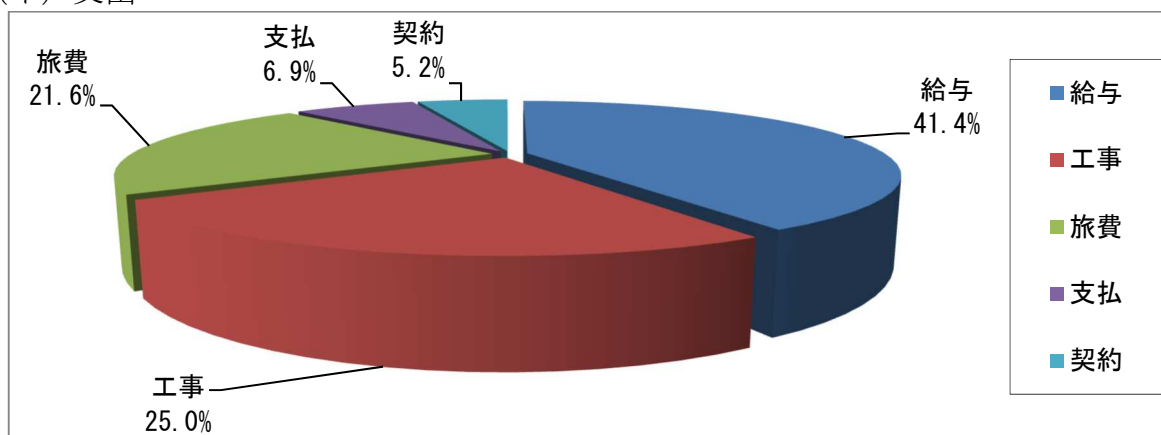
区分	収入	支出	その他	計
指導件数	12	116	52	180
構成比 (%)	6.67	64.44	28.89	100.00

(ア) 収入



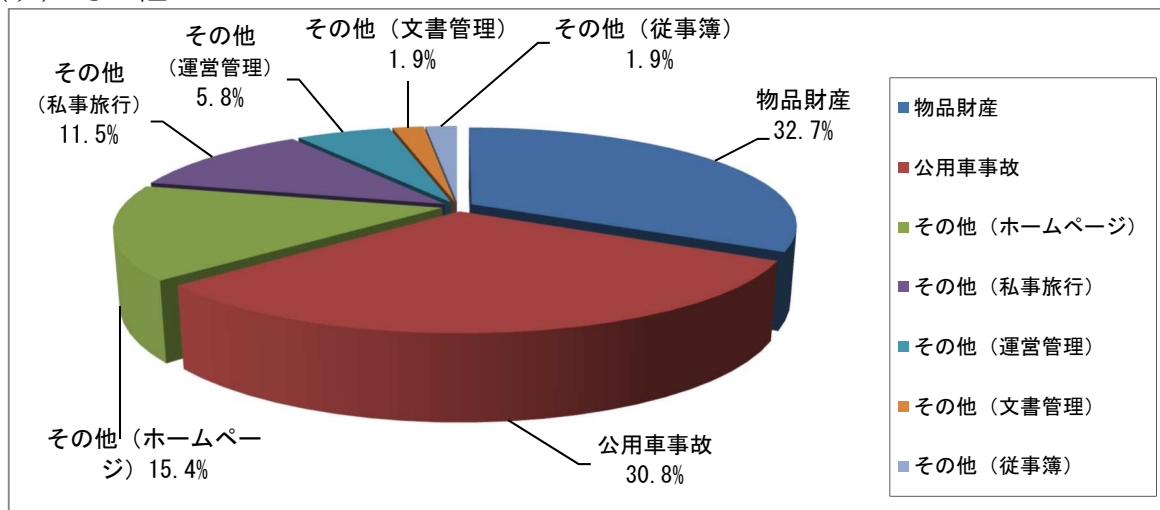
収入に関する指導件数は、収納事務に関すること 8 件、契約に関すること 4 件である。

(イ) 支出



支出に関する指導件数は、給与に関すること 48 件、工事に関すること 29 件、旅費に関すること 25 件、支払に関すること 8 件、契約に関すること 6 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、物品財産に関すること 17 件、公用車事故に関すること 16 件、その他事務事業に関すること 19 件(うちホームページ 8 件、私事旅行 6 件、運営管理 3 件等)である。

4 組織及び運営の改善合理化等に関する意見

定期監査にあたって、監査委員は、本県の事務処理が最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化や規模の適正化が図られているかという点にも配慮する必要がある(地方自治法第 199 条第 3 項参照)ことから、関係機関に対して、監査結果に基づく「組織及び運営の改善合理化等に関する意見」を提出した。

(1) 普通会計

- 県立高等学校が管理する分収林について、契約期間が満了したままになっているものがあるなど不適切な事例が見受けられ、他方、平成 31 年 4 月から森林経営管理制度及び森林環境譲与税が創設されたことを鑑みて、県下の県立高等学校が管理する分収林契約の今後の取扱い等について、関係機関との検討を求めたもの
- 児童支援及び女性支援に係るホームページについて、近年の各施設の重要性を考慮の上、各施設が一体となって掲載する方法等の掲載内容の充実を求めたもの
- 公用車の ETC カード利用について、ETC マイレージ登録されていないものが見受けられたため、登録について検討を求めたもの
- 教育委員会においては、県立学校で実施する 1 件当たり 250 万円以上、3000 万円未満の工事等について、その工事等が完成した時は高校教育課に在籍する建築指導員の完成確認を受け、高校教育課から「完成確認調書」の通知を受けた後に、県立学校の検査員による完成検査を行い、工事等受注業者に対し「工事検査済証」を交付する取扱いとしている。

平成 30 年度財務を対象とした定期監査において、各県立学校において工事等の執行状況について確認したところ、完成届を工事等受注業者から受理していたにもかかわらず、高校教育課在籍の建築指導員による完成確認に時間を要し、県立学校への完成確認調書の通知が遅れたため、契約書に定められている期間内に県立学校の検査員による完成検査ができなかった事例、工事等受注業者から完成届が提出され、県立学校の検査員による完成検査を行っていたにもかかわらず、その後に高校教育課在籍建築指導員による完成確認で指摘を受け、手直しを行った事例など、不適切な事例が見

受けられた。

また、高校教育課に在籍する建築指導員が各県立学校に対し通知する「完成確認調書」の内容について確認したところ、当該工事に関係のない材料の規格や品質に関する項目が記載され、これらを確認した旨が記入されているものが多数見受けられた。

県立学校で行う完成検査前に高校教育課から学校に通知する完成確認調書の信頼性を高めるためにも、当確認調書の記載内容について見直しを行うとともに、契約書に定められた期間内に県立学校の検査員による完成検査が実施できるよう、それに先立って実施される高校教育課在籍の建築指導員による完成確認の実施体制の見直しや強化について適正な検査体制の確立の検討を求めたもの

- 仮設興行場の許可証の有効期間について、興行場法施行細則(昭和 25 年 5 月 30 日 付け規則第 27 号)第 4 条の規定に基づき 10 日以内とされているが、1 か月を超えて長期に仮設興行を行う事例もあることから、許可証の適切な有効期間について検討を求めたもの